

## 電子契約サービスの導入について

富田林市では、受注者の負担軽減のほか、契約手続の業務効率化及びオンライン化による非対面・非接触の行政サービスの提供をはじめとした行政 DX の推進を図るため、これまでの紙文書による契約に加え、令和5年10月よりクラウド型電子契約サービスを試行的に導入します。

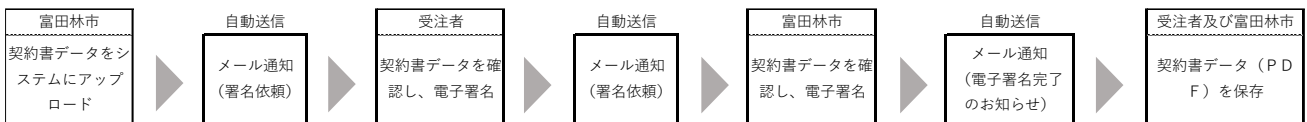
事業者のみなさまにおかれましては、手数料は無料ですので、積極的なご利用をよろしくお願ひします。

### ◎ 電子契約とは

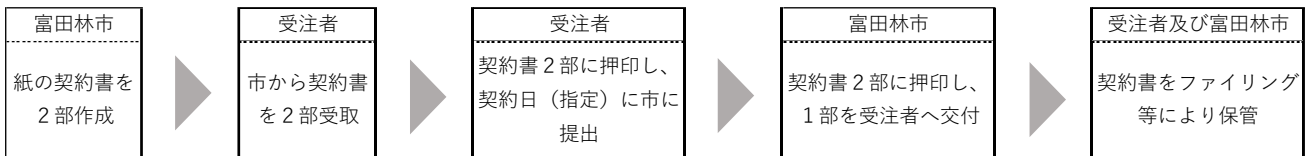
紙の契約書に印鑑を押す代わりに、電子ファイル（PDF形式の契約書）に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結するものです。

インターネットに接続し、電子メールを受信できる環境があればご利用いただけます。

#### ・電子契約



#### ・紙文書による契約



### ◎ メリット

- ① 収入印紙不要：契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、印紙代を削減できます。
- ② 契約事務の効率化及びコストの削減：契約書の製本や郵送、押印等を行う必要がなくなります。

### ◎ 対象とする契約について

電子契約の試行的な導入の為、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の契約を対象とします。今後は、富田林市におけるすべての契約が対象となるよう、順次対象を拡大する予定としています。

### ◎ 利用にあたって

電子契約の利用にあたっては、落札者又は落札候補者の決定後に、受注者で契約締結権限を与えられている方の氏名、役職、利用メールアドレス等を記入する『電子契約同意書兼メールアドレス確認書』を提出して頂きます。なお、電子署名の有効性の証明期間は、受注者及び富田林市の電子署名が完了した時点から10年となります。